

# よくある質問

## ○防災集団移転促進事業（利子補給）

質問	回答									
利子相当額の補助とはどのような補助のことか。	金融機関からお金を借りた場合の利息（利子）相当額の補助となります。（上限額444万円）									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>借入額</th> <th>利子額</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■万円</td> <td>■万円</td> <td>■万円</td> </tr> <tr> <td>■万円</td> <td>■万円</td> <td>■万円</td> </tr> </tbody> </table>	借入額	利子額	補助金額	■万円	■万円	■万円	■万円	■万円	■万円
借入額	利子額	補助金額								
■万円	■万円	■万円								
■万円	■万円	■万円								
利子相当額の補助は、どの時点で受け取れるのか。	移転先の住宅が完成し金融機関から融資を受けた後、一括でお振込となります。									
被災時に別世帯であった親世帯と子世帯が別々の住宅に住んでいた場合で、親と子が一緒に住む家を購入する場合、利子相当額と引越し費用の補助はそれぞれ受けられるのか。	住宅の建設や購入に対する補助は、再建先の住宅一戸あたり一回の補助となります。但し、引越費用の補助については、親と子それぞれが上限■万円まで複数回申請することが可能です。									
被災前に土地を購入しており、その土地にこれから住宅を建てたいが補助対象になるか、	被災前に契約している土地の購入経費及び資金の借入									

## ○防災集団移転促進事業（引越）

質問	回答
引越業者がわからない。どこにお願いすればよいのか。	運輸支局から貨物自動車運送事業法に基づく許可を得ている運送業者であれば対象になります。
引越代の中にエアコンの取外、取付、電気工事代も含まれている。補助金の対象経費になるのか。	エアコンの取外、取付、電気工事等の付帯工事となるものは対象になりません。あくまで新居への移転に伴う家財道具等の運搬に係る経費のみです。
現在、仮設扱いではない民間の賃貸住宅に住んでいる。集団移転先が整備される前に賃貸契約期間が過ぎれば別の場所に引越しなければならない。その費用は対象になるのか。	仮住まいから仮住まいへの引越しについては、本移転先への引越しとあわせて上限額の範囲内で補助可能ですか？？？
仮設住宅やみなし仮設に該当しない避難先（親族宅、自費のアパート、被災後購入した住宅）からの引越し費用は補助されるか。	仮設住宅かどうかにかかわらず避難先から移転先への引越し費用が補助されます。